

国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学受託研究員等受入規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第63号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「受託研究員等」とは、公的機関又は民間機関(以下「委託機関」という。)からの委託に基づき、本学で研究の指導を受けるため、一定期間本学に派遣される技術者、研究者又は教育従事者(以下「技術者等」という。)で、別表に掲げる各種受託研究員及び各種研修員をいう。</p> <p>二 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「規則」という。)第3条第1項に定める組織及び施設をいう。</p> <p>第3条～第16条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>(別紙様式) 省略 別表 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「受託研究員等」とは、公的機関又は民間機関(以下「委託機関」という。)からの委託に基づき、本学で研究の指導を受けるため、一定期間本学に派遣される技術者、研究者又は教育従事者(以下「技術者等」という。)で、別表に掲げる各種受託研究員及び各種研修員をいう。</p> <p>二 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「規則」という。)第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。</p> <p>第3条～第16条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>(別紙様式) 省略(現行どおり) 別表 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20規程第41号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。